

〇〇幼稚園園則

第1章 総則

(目的)

第1条 この幼稚園は、教育基本法及び学校教育法に基づき、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

(名称)

第2条 この幼稚園は〇〇幼稚園という。

(位置)

第3条 この幼稚園は、〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(入園資格)

第4条 この幼稚園に入学することができる者は、満〇歳から小学校修学の始期に達するまでの幼児とする。

第2章 保育年限、保育期、休業日及び保育時間

(保育年限)

第5条 この幼稚園の保育年限は1年、2年及び3年とする。

(学年及び学期)

第6条 学年は、4月1日に始まり3月31日に終わる。

2 学期は、次の3学期に分ける。

第1学期 4月1日から7月31日まで

第2学期 8月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

第7条 本園の休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 土曜日（毎月の第〇土曜日）

(3) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(4) 学年始休業4月1日から4月〇日まで

(5) 夏季休業〇月〇日から〇月〇日まで

(6) 冬季休業〇月〇日から〇月〇日まで

(7) 学年末休業3月〇日から3月31日まで

(8) 開園記念日〇月〇日

(保育時間)

第8条 保育時間は午前〇時〇〇分から午後〇時〇〇分までとする。ただし、季節により変更することがある。

第3章 教育課程、定員、学級数及び教職員組織

(教育課程)

第9条 教育課程は、幼稚園教育要領に従い、園長が別に定める。

(収容定員及び学級数)

第10条 本園の園児の収容定員は、〇〇学級〇〇〇名とする。

(教職員組織)

第11条 本園に次の教職員を置く。

園長	1名
副園長	〇名
教頭	〇名
主幹教諭	〇名
指導教諭	〇名
教諭	〇〇名
養護教諭	〇名
栄養教諭	〇名
園医	〇名
園歯科医	〇名
園薬剤師	〇名
事務職員	〇名
技術職員	〇名

2 園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。

3 副園長は、園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。

4 教頭は、園長（及び副園長）を助け、園務を整理し、及び必要に応じ幼児の保育をつかさどる。

5 主幹教諭は、園長（及び副園長）及び教頭を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに幼児の保育をつかさどる。

6 指導教諭は、幼児の保育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

7 教職員の園務分掌は、園長が別に定める。

第4章 入園、退園、休園、修了及び褒賞

(入園許可)

第12条 入園は、園長がこれを許可する。

(出願手続)

第13条 入園志願者は、所定の申込書に所要事項を記入の上、入園申込料を添えて、園長に提出しなければならない。

(入園手続)

第14条 入園の許可を受けた者は、別に指定する日までに必要書類に入園料及び〇〇費を添えて入園手続をしなければならない。

2 前項に定める手続が指定する日までに行われなときは、入園許可を取り消すことがある。

(退園、休園)

第15条 退園または休園しようとする者は、その理由を記して保護者から園長に願い出るものとする。

(修了)

第16条 園長は、園児が所定の全課程を修了したと認めたときは、修了証書を授与する。
(表彰)

第17条 園長は、心身の発達が著しく他の模範となる者は、これを褒賞することがある。

第5章 保育料、入園児納付金及び入園申込料

(保育料、入園時納付金及び入園申込料)

第18条 本園の保育料、入園時納付金及び入園申込料の種類及び額は次のとおりとする。

保育料(月額) ○○, ○○○円

入園料 ○○, ○○○円

○○費 ○, ○○○円

入園申込料 ○, ○○○円

- 2 保育料は、出席の有無にかかわらず毎月○日までにその月分を納入しなければならない。
- 3 生徒が休園したときは、前項の規定にかかわらず、またその始期にかかわらずその始期の属する月の翌日から保育料を免除することがある。
- 4 正当な理由がなく、保育料を所定の日までに納入しなかったときは、退園させるときがある。
- 5 既に納入した保育料、入園料、○○費、入園申込料は原則として返還しない。ただし、入学する年度の3月31日以前に入園を辞退した場合において、既に納入している保育料、○○費については、この限りではない。
- 5 保育料は、別に定めるところによりその全部または一部を免除することができる。

第6条 雑則

(雑則)

第19条 この園則の施行に関し、必要な事項は、園長が別に定める。

附則

この園則は、□□○○年○○月○○日から施行する。

(注) 園則改正の都度改正年月日を附則に書き足し、改正の経緯を明瞭にすること。

例 附則(□□○○年○○月○○日一部改正)

この園則は、□□○○年○○月○○日から施行する。ただし、入園料、○○費及び入園申込料の額については、□□○○年○○月○○日から施行する。

附則(□□○○年○○月○○日全部改正)

○○○○○○○○…。

附則(□□○○年○○月○○日全部改正)

○○○○○○○○…。

別表 略